

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	株式会社リアルクオリティ (REAL Quality Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 小林 豪
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前6丁目34-23 OP.St.M・1D
【電話番号】	03-6712-6474
【事務連絡者氏名】	執行役員CAO 小口 拓朗
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リアルクオリティ https://www.realq.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 中間会計期間
会計期間	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日
売上高 (千円)	523,660
経常利益 (千円)	30,186
中間純利益 (千円)	171,219
資本金 (千円)	50,000
発行済株式数 (株)	1,000,000
純資産額 (千円)	383,775
総資産額 (千円)	840,635
1株当たり中間純利益 (円)	171.22
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	167.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
自己資本比率 (%)	45.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,233
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,334
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,964
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	209,394
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	38 [23]

- (注) 1. 当社は第21期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第20期以前の主要な経営指標等は記載しておりません。
2. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等は記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を〔〕外数で記載しております。

(参考情報)

回次	第20期中間期 (連結)	第20期 (連結)
会計期間	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	500,666	1,050,853
経常利益 (千円)	15,539	61,789
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	16,664	47,831
中間包括利益又は包括利益 (千円)	16,664	47,831
純資産額 (千円)	351,035	382,202
総資産額 (千円)	850,954	884,115
1株当たり純資産額 (円)	351.04	382.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	15 (—)
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	16.66	47.83
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	46.65
自己資本比率 (%)	41.3	43.2
自己資本利益率 (%)	4.8	13.1
株価収益率 (倍)	—	28.22
配当性向 (%)	—	31.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,970	114,595
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	20,181	12,550
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△44,964	△65,153
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	213,656	220,461
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	35 〔17〕	30 〔19〕

- (注) 1. 第20期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第20期中間期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を〔〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当社は2026年1月1日付で株式会社R Qリープリゾート及び株式会社R Q石和リゾートを吸収合併いたしました。これにより、当2社が営んでいた旅館運営事業を当社が行う事業として引き継いでおります。その他、当社が行う事業の内容に変更はありません。

3 【関係会社の状況】

2 【事業の内容】に記載のとおり、2026年1月1日付で、連結子会社2社を吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38 [23]	34.9	2.5	6,863

セグメントの名称	従業員数(名)
旅館ホテル再生事業	38 [23]

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

4. 当社の事業は、旅館ホテル再生事業を事業内容とする単一セグメントであります。当社の従業員は全て旅館ホテル再生事業に属しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は2026年1月1日付で株式会社R Qリープリゾート及び株式会社R Q石和リゾートを吸収合併いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなり、第21期より非連結決算に移行いたしました。当社は、2025年12月期及び2025年12月期中間期においては財務諸表及び中間財務諸表を作成していないため、対前事業年度末の情報及び対前年中間期の情報については一部を除き、記載をしておりません。

(1) 業績

当中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日）における我が国経済は、雇用、所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢の緊迫化を背景としたエネルギー価格の高騰や、欧米諸国における高金利政策の長期化に伴う世界的な景気後退懸念、加えて、円安継続による輸入コストの増大など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する旅館・ホテル関連業界においても、インバウンド需要やビジネス需要の拡大が見込まれる一方、外資系ホテルの進出や不安定な為替情勢を受けて、不透明な経済状況が続くと想定されます。

このような経営環境のもと、当社は、コロナ禍においてさらにノウハウを強化した宿泊施設の再生に関するコンサルティングサービス、旅館運営事業について堅調に拡大させ、また、旅館再生等の実績から得た信頼をもとに、当社が運営する旅館再生ファンドの管理報酬についても、順調に推移させて参りました。

以上の結果、当中間会計期間における当社の経営成績は、売上高523,660千円、営業利益32,445千円、経常利益30,186千円、中間純利益171,219千円となりました。

なお、当社は旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は209,394千円となり、前事業年度末と比較して90,164千円の増加（うち、合併に伴う現金及び現金同等物の増加額101,231千円、現金及び現金同等物の減少額11,066千円）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は51,233千円となりました。これは主に抱合せ株式消滅差益154,645千円の計上及び未払金の減少額11,397千円等による減少があった一方、税引前中間純利益181,292千円の計上、減価償却費13,645千円の計上及び売上債権の減少額36,866千円等による増加があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は13,334千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出5,805千円及び関係会社出資金の払込による支出8,322千円の減少があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は48,964千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出32,716千円及び配当金の支払額15,000千円等による減少があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておらず、また、受注から売上計上までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社は旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。当中間会計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。2025年12月期中間期においては、中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比等は記載しておりません。

サービス区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
再生アドバイザー事業	106,679	—
旅館運営事業	416,981	—
合計	523,660	—

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合を示すと、次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合	58,310	11.1

3 【対処すべき課題】

前回の発行者情報を公表した2026年3月31日以降、本発行者情報公表日までにおいて、当社の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

前回の発行者情報を公表した2026年3月31日以降、本発行者情報公表日までにおいて、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ・キャピタル証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計

画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、

ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合

を除く)

- b ライフプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除すること

ができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、2025年12月期においては財務諸表を作成していないため、対前事業年度末の情報については、記載をしておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は272,509千円、固定資産の残高は568,126千円で、資産合計は840,635千円となりました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は154,746千円、固定負債の残高は302,113千円で、負債合計は456,859千円となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は383,775千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、2026年1月1日付で株式会社RQリープリゾート（神奈川県足柄下郡湯河原町）及び株式会社RQ石和リゾート（山梨県笛吹市）の完全子会社2社を吸収合併した結果、当子会社2社が所有していた固定資産が当社所有となり、主要な設備は増加しております。事業所ごとの主要な設備の状況は以下のとおりであります。

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)								従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本店 (東京都 渋谷区)	事務所	4,576	—	—	—	—	—	—	4,576	14 [1]
白雲荘 (神奈川県足柄 下郡湯河原町)	旅館施設	140,109	2,448	0	4,780	211,500 (20,317.93)	—	0	358,838	11 [3]
sen湯河原 (神奈川県足柄 下郡湯河原町)	旅館施設	17,967	491	1,605	2,482	— [2,165.69]	8,135	—	30,682	7 [8]
花水晶 (山梨県 笛吹市)	旅館施設	122,017	—	0	1,508	7,700 (3,124.46)	—	0	131,226	6 [11]

- (注) 1. 事務所は賃借物件であり、中間における賃借料は合計4,076千円であります。
2. 旅館施設の一部は賃借物件であり、中間における賃借料は合計11,277千円であります。なお、賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。
3. 上記の他、社宅及び駐車場等として土地及び建物の一部を賃借しており、中間における賃借料は合計1,532千円であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
6. 当社は、旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(2026年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年9月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式30,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2024年11月5日臨時株主総会及び2024年11月5日取締役会決議)

	当中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	30,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年11月7日 至 2034年11月5日 ただし、当該契約の日から2年間は行使することができない	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権の割当て後、権利行使時までに禁固以上の刑に処せられていないことを要する。
- ③新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた新株予約権を行使しなければならないものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が新株予約権の行使条件①から③に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使前に、第三者への当社の内部情報の提供、当社からの協力依頼の拒否、当社の営業活動の抑制等、当社に対して不利益な行動をとったと当社が判断した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社株主総会および取締役会決議に定めるところにより、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの契約または計画等に定めるところに従い、本新株予約権者に対して、それぞれの合併等の後に存続する株式会社等の新株予約権が交付されるよう措置することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	1,000,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
小林豪	埼玉県所沢市	989,000	98.90
栗原俊幸	東京都文京区	10,000	1.00
井上知彦	東京都港区	1,000	0.10
計	—	1,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2．2026年1月から6月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前回の発行者情報公表日以降、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。なお、前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、当中間会計期間より子会社が存在しなくなったため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	209,394
売掛金	51,035
商品	387
原材料及び貯蔵品	6,749
前払費用	1,250
その他	3,691
流動資産合計	272,509
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	284,671
構築物（純額）	2,939
車両運搬具（純額）	1,605
工具、器具及び備品（純額）	8,770
土地	219,200
リース資産（純額）	8,135
その他（純額）	0
有形固定資産合計	525,324
無形固定資産	
ソフトウェア	12,242
その他	26
無形固定資産合計	12,269
投資その他の資産	
関係会社出資金	26,800
長期前払費用	653
その他	3,929
貸倒引当金	△851
投資その他の資産合計	30,532
固定資産合計	568,126
資産合計	840,635

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	9,726
1年内返済予定の長期借入金	51,471
リース債務	2,497
未払金	19,299
未払費用	34,095
未払法人税等	12,576
未払消費税等	11,778
契約負債	167
預り金	2,033
賞与引当金	11,100
流動負債合計	154,746

固定負債

長期借入金	258,487
リース債務	6,451
繰延税金負債	37,174
固定負債合計	302,113

負債合計

456,859

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
利益剰余金	333,775
株主資本合計	383,775

純資産合計

383,775

負債純資産合計

840,635

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30 日)
売上高	523, 660
営業費用	※ 491, 215
営業利益	32, 445
営業外収益	
受取利息	596
雑収入	282
営業外収益合計	878
営業外費用	
支払利息	2, 943
雑損失	194
営業外費用合計	3, 138
経常利益	30, 186
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	154, 645
特別利益合計	154, 645
特別損失	
固定資産除売却損	243
合併関連費用	3, 295
特別損失合計	3, 539
税引前中間純利益	181, 292
法人税、住民税及び事業税	12, 576
法人税等調整額	△2, 503
法人税等合計	10, 072
中間純利益	171, 219

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		181,292
減価償却費		13,645
賞与引当金の増減額 (△は減少)		11,100
受取利息		△596
支払利息		2,943
抱合せ株式消滅差益		△154,645
固定資産除売却損益 (△は益)		243
合併関連費用		3,295
売上債権の増減額 (△は増加)		36,866
棚卸資産の増減額 (△は増加)		1,431
前払費用の増減額 (△は増加)		603
長期前払費用の増減額 (△は増加)		△653
仕入債務の増減額 (△は減少)		△8,646
契約負債の増減額 (△は減少)		19
未払金の増減額 (△は減少)		△11,397
未払費用の増減額 (△は減少)		△4,824
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△2,828
預り金の増減額 (△は減少)		△3,704
その他流動資産の増減額 (△は増加)		△2,556
その他		389
小計		61,975
利息の受取額		596
利息の支払額		△3,099
合併関連費用の支払額		△3,295
法人税等の還付額		10
法人税等の支払額		△4,954
営業活動によるキャッシュ・フロー		51,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△5,805
関係会社出資金の払戻による収入		417
関係会社出資金の払込による支出		△8,322
その他		375
投資活動によるキャッシュ・フロー		△13,334

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△32,716
リース債務の返済による支出	△1,248
配当金の支払額	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,964
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△11,066
現金及び現金同等物の期首残高	119,229
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	101,231
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 209,394

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料賃金	119,303千円
賞与引当金繰入額	11,100

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	209,394千円
現金及び現金同等物	209,394

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年3月31日 定時株主総会	普通株式	15,000	15	2025年12月31日	2026年3月31日	利益剰余金

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2025年10月22日開催の取締役会において、当社を存続会社として完全子会社2社を吸収合併することを決議し、2026年1月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 株式会社RQリープリゾート

株式会社RQ石和リゾート

事業の内容 旅館運営事業

② 企業結合日

2026年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、上記完全子会社2社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

経営資源の集中と効率化、市場での競争力強化による中長期的な事業拡大を目的として、これら子会社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

当社は旅館ホテル再生事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)		
	再生アドバイザー	旅館運営	合計
一時点で移転される財又はサービス	13,679	416,981	430,660
一定の期間にわたり移転されるサービス	93,000	—	93,000
顧客との契約から生じる収益	106,679	416,981	523,660
外部顧客への売上高	106,679	416,981	523,660

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	171円22銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	171,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	171,219
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	167円50銭
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	22,223
(うち新株予約権(株))	(22,223)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、株式会社フジコーポレーションの株式の取得により同社を子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、同社の全株式を取得いたしました。

(1) 取引の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社フジコーポレーション

事業の内容 旅館運営事業

② 株式取得日

2026年9月11日

③ 取引の法的形式

現金を対価とする株式の取得

④ 取引後企業の名称

変更ありません。

⑤ 取得した議決権比率

100.0%

⑥ その他取引の概要に関する事項

当社は、株式会社フジコーポレーションの株式を取得することで、当社が有する旅館運営・管理のノウハウや販売チャネル等を活用し、被取得企業が運営する旅館の収益力向上を図るとともに、運営施設の拡大による事業基盤の強化が期待できると判断いたしました。これらを踏まえ、当社の中長期的な成長及び企業価値の向上に資するものと考え、同社の全株式を取得し、子会社化することについて決議・実行いたしました。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、売主との協議により非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等 16,200千円

(4) 買収資金

買収に際し、銀行借入を行っております。詳細は「(重要な後発事象) (多額の資金の借入)」に記載のとおりであります。

(多額の資金の借入)

当社は、「(重要な後発事象) (株式取得による会社等の買収)」に記載のとおり、株式取得による会社の買収を実施しており、当該株式取得資金に充当するため、以下の内容の借入を実行しております。

(1) 借入先の名称

株式会社北都銀行

(2) 借入金額、借入条件

借入金額 100,000千円

利率 基準金利＋スプレッド

返済条件等 元金均等返済。毎月1日に元金と利息（後払い）を返済。

(3) 借入の実施時期、返済期限

借入実行日 2026年9月11日

返済期日 2036年9月1日

(4) 担保提供資産又は保証

担保提供資産 被取得企業の所有する旅館等の土地及び建物

保証 該当事項はありません。

(5) その他重要な特約等

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 30 日

株式会社リアルクオリティ
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

木目 羽 美香子

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルクオリティの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの第 21 期事業年度の中間会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルクオリティの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上